

第22期第5回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月2日(木) 14:00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 会議室
函館市桔梗1-25-13
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄
若山 唯敏、山下 勉、佐々木 治一、
瀧川 久市、柴田 一、森 祐、三上 浩
欠席(桜井泰憲、佐藤正美、掛川正春)
- 4 来 賓 南かやべ漁業協同組合 専務理事 中村正俊
- 5 事務局 渡島総合振興局産業振興部水産課 課 長 高谷 則幸
漁業管理係長 北 弘由樹
技 師 小澤 友稀
渡島海区漁業調整委員会 事務局長 神崎 哲郎
- 6 議 題
議案第1号:北海道資源管理方針の一部改正について(答申)
議案第2号:特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群)に関する令和4管理年度における漁獲
可能量の当初配分案等について(答申)
議案第3号:制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)
- 7 報告事項
①第22期第3回および第4回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について

②定置漁業権に係る資源管理状況等の報告について

8 その他

9 議 事

神崎局長

ただいまから、第22期第5回の渡島海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。

阿部会長

委員会開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日の委員のみなさまには、大変この師走のお忙しい中を、ご出席をいただき、また、渡島総合振興局水産課から、高谷課長さん、はじめ、関係各位にご臨席出席を頂きまして、ありがとうございます。

さて、今年の北海道の水産業を振り返りますと、ご承知のとおり、9月より道東を中心に、赤潮とみられる被害が発生し、地域によっては、ウニが全滅に近い被害がでるなど、深刻な状況となっております。

渡島管内におきましても、一部地域で被害が出ているようでございます。早期の原因の解明と、被害対策が講じられることと期待をしているところでございます。

秋サケやサンマ、イカなどが記録的な不漁に加え、赤潮が被害が重なり、大変厳しい年となりました。

このような中、いよいよ終盤を向かえます「秋さけ漁業」ですが、十一月中旬現在の状況は、全道においては、尾数は約一千六百六十万尾で、前年の百六%、金額は約四百四十七億五千七百万円で、前年の百二十八%となっておりますが、渡島管内においては、尾数は約十七万四千尾で、前年の五十三%、金額は約五億千百万円で、前年の六十二%と、

近年最低を記録した昨年を大幅に下回る不漁となっております。漁家経営は、さらに厳しい状況となっております。

また、秋さけ親魚及び種卵の確保につきましても、作業が続けられているところでございます。関係機関の皆様のご努力により、秋サケ資源が一日も早く回復することを、強く願っているところでございます。

これからの季節は、すけとうだら漁などの冬漁が 盛漁期を迎え、年末に向け、大変忙しい時期となります。どうか、海難事故には十分注意するよう、浜でのご指導をお願いいたします。

さて、本日は 北海道資源管理方針の一部改正等 3 件を ご審議いただくこととなります。委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げます。簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

神崎局長 本日委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。

南かやべ漁業協同組合 中村専務さま です。

中村専務 よろしくをお願いいたします。

神崎局長 渡島総合振興局産業振興部水産課 高谷課長 さま でございます。

高谷課長 どうぞよろしくお願いいたします。

神崎局長 同じく、漁業管理係 北係長さまでございます。

北係長 よろしく申し上げます。

神崎局長 同じく 小澤技師 さまです。

小澤技師 よろしくお願ひします。

神崎局長 以上でございます。よろしくお願ひします。

阿部会長 会議に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願ひします。

神崎局長 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。総委員15名中、11名の委員の方が出席しております。

阿部会長 はい、総委員数15名中11名が出席をしており、本日の委員会は成立をいたします。

次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。山下委員さんと佐々木委員さんにお願ひします。よろしくお願ひします。本日の委員会は、お手元の次第にありますとおり、議案が3件となっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、さっそく議案に入りますが、議案第1号と第2号は、北海道資源管理方針に係る議案であり、関連がございますので、一括して上程したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

各委員 「ありません」

阿部会長 それでは事務局より説明願ひます。

神崎局長 それでは、私の方から説明させていただきます。失礼ですが、座ったまま説明させていただきます。「北海道資源管理方針の一部改正」と「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について、北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明致します。

資料1をご覧ください、議案1号に係る諮問文となっております。

根拠条項につきましては、漁業法第14条第10項において準用する第4項の規定により意見を求める旨の諮問がありました。TAC配分は法第16条第5項において準用する第2項になり、諮問としては別立てとなっております。

2ページをご覧ください。諮問文の別紙1となっており、知事が公表する案をのせてございます。これが、順次9ページまで続きまして、10ページから「北海道資源管理方針 新旧対照表」となっております、こちらをご覧ください。

10ページ、下線部分、第1資源管理に関する基本的な事項、1 漁業の状況の年度、生産量及び生産額の数字を時点修正。

次に、11ページ目をご覧ください。さんまの、第2、知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等、(2)漁獲量の管理の手法等の②について、知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から、つまり、知事管理漁獲可能量の85%以上で公表した日、クロマグロは70%以上で公表した日からは、陸揚げした3日以内としていたところですが、3日以内の後ろに、行政機関の休日は、算入しないを、追加するものです。行政機関の休日は、土日祝日 及び 12月29日 から 1月3日まで です。

これは、11月16日の水産政策審議会で承認され、改正される国の資源管理基本方針に整合を図る改正となっております。さんまのほか、同じ記載のある、12ページの、別紙1-3まいわし、14ページの、別紙1-4くろまぐろ(小型魚)、及び別紙1-5くろまぐろ(大型魚)、16ページ別紙1-6すけとうだら太平洋系群、18ページ、別紙1-7すけとうだら日本海北部系群、19ページ、別紙1-9すけとうだら根室海峡、20ページ、別紙1-12 ずわいがに北海道西部系群21ページ、別紙1-13ずわいがにオホーツク海南部についても、同様に追加することです。

続きまして、議案第2号、資料2をご覧ください。「特定水産資源に関す

る令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」と、ご説明させていただきます。

今回、令和4年1月1日から12月31日での管理期間となります、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3つの特定水産資源になります。2ページの別紙1でございますが、知事が公表する案をのせてございます。

それでは、4ページ、「令和4年のTACについて」をご覧ください。

これは、11月16日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和4管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた数量の概要などを示したものです。

さんまについて、全国、各県の漁獲可能量について、5月の令和3管理年度漁獲可能量の変更時と同じ数値となっており、算定の根拠資料も全て同じであることから、5ページに記載されております知事管理量の配分も令和3管理年度の変更時と同じ数値としています。

なお、さんまの右側部分に記載しておりますが、令和4年3月にNPFCが開催される予定であり、ここで新たな資源管理措置が採択された場合は、改定となる可能性があります。

次に、まあじについて、4ページをご覧ください。まあじは太平洋系群と対馬暖流系群があり、太平洋系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は6万トン、2020年の平均親魚量は1万7千トンであり、SBMSYを下回り限界管理基準値に近い資源状態となっております。一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、2020年の平均親魚量は26万4千トンでSBMSYを上回る資源状態となっております。令和4管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値156,200トンが、令和4年のTACとして設定されています。

また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が46,300

トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、「現行水準」となっています。

次に、6ページをご覧ください。道における配分の考え方を記載した資料ですが、「まあじ」への配分はこれまで同様、「現行水準」となっています。

国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、海域を区分せず、全道海域一つとして管理するものです。また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載しておりますが、近年3ヵ年の最大では、R1が393トンの実績となっており、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）による採捕量が全道採捕量のほぼ全てを占める状況となっております。

また、4ページに戻りまして、「まいわし」について。太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トン、2020年の平均親魚量は172万トンでSBMSYを上回る資源状態となっております。令和4管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て決定された漁獲シナリオにより算定された、79万1千トンが、令和4年のTACとして設定されております。太平洋系群は、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が445,500トン、北海道の知事管理量は、前年より4,800トン少ない31,200トンの設定となっております。

なお、国ではマアジ、マイワシのTACの20%を留保しております。

これは、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されたものです。

次に、7ページをご覧ください。道における配分の考え方を記載した資料ですが、国から北海道に示された数量のうち、海域は区分せず、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用やロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ25,000トン配分。「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）での採捕が大半を占めることから、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。なお、「火光を利用する敷網試験操業」への配分は、令和3配分実

績と、知事管理漁獲可能量の減少率13%から算出した数量を計画数量として配分します。

また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載していますが、近年3ヵ年の最大では、平成31年・令和元年の22,672トンとなっております。その他漁業での採捕は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）による採捕量が全道採捕量の7割以上を占める状況となっております。

次に、8ページをご覧ください。「令和3年と令和4年の配分量の比較について」をご覧ください。今回対象となるサンマ、マアジ、マイワシを記載しております。最後に、3ページに戻りまして、参考資料の「令和2年12月諮問別紙2」に関しまして。まいわしについて、昨年諮問し、承認いただいております、国の資源管理基本方針に基づく国の留保からの配分に伴う数量の変更による、また、都道府県間または大臣管理区分と都道府県との間の融通による数量の変更については、全量を北海道漁獲可能量へ配分する、関係漁業調整委員会には事後報告で対応できることとするにつきまして、変更無く、継続となりますので、ご報告します。

諮問内容の説明につきまして、以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から事務局から議案第1号、第2号に関する説明がございました。このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようようですので、議案第1号、第2号については、当委員会として、適当である旨、答申することで、ご異議ありませんか。

各委員

「ありません」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に議案第3号の「制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)」を水産課より説明いたします。

北係長

振興局の北でございます。失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

本日、諮問させていただく案件につきましては、令和4年春にですね許可の有効期間が満了する知事許可漁業の一斉更新にあたりまして、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご意見を求めるものでございます。

今回、対象となる漁業は、本庁処分の「小型さけ・ますはえ縄漁業」、「かにかご漁業」、振興局処分の「たこ漁業」、「小型機船底引き網漁業手繰り三種」それと、「潜水器漁業」の5件となります。それでは、ご説明させていただきます。

それでは、まず、資料3-1をご覧ください。右肩に3-1と書いたものでございます。本庁処分の「小型さけ・ますはえ縄漁業」の諮問になってございます。当漁業の海域については、渡島管内、胆振管内、日高管内、釧路十勝管内及び根室管内が関係しておりますが、今般の諮問につきましては、釧路十勝管内及び根室管内の許可の一斉更新に係るものでございます。

資料2ページめに告示(案)がございますので、ご覧ください。左から(1)漁業種類はこれは「小型さけ・ますはえ縄漁業」(2)操業区域は「記載のとおり」となっております。(3)漁業時期は「4月15日から7月7日まで」(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「13隻」(5)船舶の総トン数は「5トン未満」(6)漁業の資格を営む資格は「十勝、釧路及び根室振興局管内に住所を有するもの」となっております。なお、許可等すべき船舶等の数につきましては、令和3年度漁期における許可隻数14隻から、地元振興局(根室、釧路、十勝)の聞き取りに対しまして、廃業の意

思を示した1隻（浜中漁協）を除く13隻としております。

申請すべき期間は、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により1ヶ月を下回らないこととしてございまして、令和4年2月1日から同年3月1日までを予定してございます。その他、備考欄にて、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載してございます。

続きまして、資料3-2をご覧ください。こちらも本庁処分になりまして「かにかご漁業」の諮問となっております。資料2ページめに告示（案）がございまして、ご覧ください。（1）漁業種類は「かにかご漁業（べにずわいがに）」（2）操業区域は「日本海南部海域」、「渡島・檜山管内の共同漁業権区域」渡島管内は上段ってございましてけれども渡海共第66号、67号となっております。詳細は記載のとおりとなっております。（3）漁業時期は「3月1日から8月31日まで」、66号と67号については、「3月1日から6月30日まで」となっております。（4）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「渡島1隻」、「檜山1隻」となっております。（5）船舶の総トン数は「200トン未満」（6）漁業の資格を営む資格は「渡島・檜山振興局管内に住所を有するもの」となっております。なお、内容については、令和3年度漁期から変更はございません。申請すべき期間につきましては、令和3年12月18日から令和4年1月17日までを予定してございます。その他、備考欄には、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載してございます。

続きまして、資料3-3をご覧ください。こちらが振興局処分の許可でございまして、まず始めに、2ページめをご覧ください。「たご漁業」の告示（案）となっております。（1）漁業種類は「たご漁業（たごぼこ）」（2）操業区域は「噴火湾沖海域」と「噴火湾沖海域及び西部太平洋海域」となっております。（3）漁業時期につきましては、両海域とも「3月1日から10

月31日まで」(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「噴火湾沖海域」が15隻、「噴火湾沖海域及び西部太平洋海域」が17隻(5) 船舶の総トン数は両海域とも「10トン未満」(6) 漁業の資格を営む資格は両海域とも「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」となっております。なお、内容につきましては、令和3年度漁期から変更はございません。申請すべき期間につきましては、令和4年1月4日から令和4年2月7日までを予定してございます。その他、備考欄にて、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局、その他許可に付する予定の条件となっております。

続きまして、3ページめをご覧ください。これは「小型機船底引き網漁業」の告示(案)になってございます。(1) 漁業種類ですが「小型機船底引き網漁業(手繰り第三種漁業)(えぞわすれがい)」(2) 操業区域につきましては「渡海共第9号共同漁業権漁場区域」ってございまして(3) 漁業時期につきましては、「4月1日から3月31日まで」ただし、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内となっております。(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「定めない」こととし、船舶の総トン数は、「10トン未満」漁業の資格を営む資格としては、アとして、「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」イとしまして、「操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合については、当該漁業権又は組合員行使権を有する者」とことになってございます。申請すべき期間は、毎月1日から末日まで、随時、申請を受け付ける内容となっております。その他、備考欄につきましては、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しているところでございます。

続きまして、4ページめをご覧ください。4ページめから8ページめまで、「潜水器漁業」の告示(案)になってございます。漁業種類は「潜水器漁業」カッコ書きで対象種を記載してございます。対象種については、様々ございま

して、それによって区分しているところでございます。操業区域は、資料のとおり、各漁業共同組合の共同漁業権漁場区域内ということになってございます。漁業時期は、「4月1日から3月31日まで」ただし、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内としてございます。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「定めない」とし、総トン数につきましては、「該当なし」としてございます。漁業の資格を営む資格としてはアとしまして、「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」としまして、「操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者」ということになってございます。申請すべき期間は、毎月1日から末日まで、随時、申請を受け付ける内容となっております。その他、備考欄に、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。なお、本内容については、各漁業協同組合さんの行使規則の内容を踏まえ、事前に各漁業協同組合の方にご意見を伺い決定させていただいているところでございます。

9ページめには、許可等の基準。10ページめ以降につきましては、参考までに、各漁業の制限措置等の取扱いを添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

簡単ですけれども、説明については、以上でございます。よろしくお願いたします。

阿部会長

ただいま、水産課から議案第4号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

森委員

ありませんけど、一つおたずねしたい

阿部会長 森委員どうぞ

森委員 3ページのえぞわすれがい ってどういう貝

北係長 これ砂原漁協さんの漁場の

三上委員 砂原で餌にしているんだ、ほっきの形さ
中もいっしょさ、延縄の餌にしてるんだ。
7～8メートルだ

阿部会長 よろしいでしょうか？

各委員 はい

阿部会長 この他に、ご質問やご意見等はございませんか。

委員 「ありません。」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようようですので、議案第3号については、当委員会として、適当である旨、答申することで、ご異議ありませんか。

委員 「異議なし」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。
次に報告事項①「第22期第3回および第4回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について」を事務局より説明いたします。

神崎局長

令和3年8月19日に開催された、第22期第3回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について報告します。

議案1 北海道沖合海域におけるとどの採捕に係る委員会指示について審議され、原案どおり、承認されました。2～25ページの資料1-1～資料2-3までが関連資料となっております。16ページの資料2-1をご覧ください。トドによる漁業被害の推移に係る表となっており、表の一番下の合計の欄を見ていただくとわかり、近年は減少傾向となっております。それに対して、下の表にトドの採捕頭数を表した折れ線グラフが示され、昨年度は486頭の駆除が行われおります。少し戻りまして、14ページの資料1-3に委員会指示の新旧対照表、15ページの資料1-4にとど採捕承認事務取扱要領の新旧対照表が付されており、資料1-4をご覧ください。

令和2年度の採捕数の制限523頭に対して、令和3年度は553頭となっております。これは、トド管理基本方針に基づき、年間クォーターに、前年のクォーターの取り残し37頭を加えたものとなっております。

26ページの資料3-1をご覧ください。北海道連合海区の国分委員が、全道の女性部代表を降りられることに伴い、海区委員も辞任されるとの意向を表明されたことを受け、連合海区として辞任に対し、同意する旨決定されました。

続きまして28ページの資料4-1をご覧ください。協議事項となっております「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会総会に向けた要望事項について」協議され、原案どおり決定されました。

提案事項としては、一つ目28ページが、クロマグロ資源の適正利用について、二つ目29ページが北太平洋公海におけるサンマ等の資源管理措置について、三つ目30ページが沿岸資源の適正な利用について、四つ目32ページが対ロシア漁業における操業機会の確保についての4本となっております。

続きまして、報告事項としまして、35ページ資料5をご覧ください。当海区におきましても審議しました「広域漁業調整委員会委員の互選結果について」報告され、当海区の決定と同様に太平洋広域に川崎委員、日本海九州西広域に工藤委員が互選された旨が報告されました。

続きまして、おととい開催されました第22期第4回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について報告させていただきます。

1ページ会議次第をご欄ください。3 協議事項として、「北海道資源管理指針の一部改正について」が協議されました。本委員会の議題第1号で審議いただいた事項と同じものとなっており、特に意見なく了承されました。資料につきましては、議案第1号と同じものですので、添付を省略させていただきます。

続きまして、4報告事項について、資料の5ページをご覧ください。連合海区で旬毎に公表しております全道の秋さけ漁獲速報の11月20日現在のものとなっております。会長のあいさつにもありましたとおり、一番下の欄に、全道の合計が掲載されており、漁獲尾数で1千6百万尾で前年対比107%、漁獲金額で439億円、前年対比128%となっております。なお、当管内を含めえりも以西地域が突出して漁獲が低迷しており、前年比32%となっております。6ページをご覧ください。さけ捕獲採卵、種卵確保状況となっております。最下段に全道の種卵確保状況が記載されており、前期は125%と充足しているものの中期72%と不足する状況となっております。8ページをご覧ください。道総研さけます内水面水産試験場より、前中期の秋さけ来遊数について報告がありました。前中期の沿岸での漁獲数と河川での捕獲の合計としての来遊数として、1,793万尾予測値の114%、前年同期比104%の数量となっており、河川捕獲のみでは、177万尾で予測値の90%、前年同期比77%の数量となっているとのことでした。9ページで、年齢別組成や魚体サイズについて、報告があり図3をご覧ください。真ん中あたり、一番上の濃い色の表記部分が5歳魚の割合となっております、

平成20年級より、割合が減少していましたが、一番右の今年の来遊では、5歳の割合が増加しており、近年続いていた小型化に歯止めがかかったとの見解が示されました。

10ページをご覧ください。水産資源研究所より、全国の状況の報告があり、中段より下が、本州の状況が記載されておりますが沿岸来遊数の欄をご覧くださいとわかるとおり、本州全体で前年対比40%と極端な来遊の減少が報告されました。

秋さけに係る報告に対して、委員より、なぜ、太平洋の漁獲が落ちているのか、その原因について問う質問があり、道総研より、一つ言えることとして、海洋環境の変化により生き残りが減少していることが、考えられ、現在進めている油脂添加による健苗育成に取り組んでいきたいとの回答がありました。

また、国で進めていた耳石の調査結果がいつになったら公表されるのか、隠しているのではないのかとの質問がありました。

水産資源研究所の回答としましては、技術者を集めた研修会で公表しているとの回答があり、委員より、漁業者に広く説明するよう要望があり、検討する旨の回答がありました。

続いて、稚魚放流への赤潮の影響について質問があり、プランクトンの推移のモニタリングを継続し、春の状況を見ながら、今後の対応を検討したいとのことでした。

続きまして、後期群の減少理由について質問があり、道総研より、現在のところ明らかにできていないので、標識放流等の調査が必要と回答がありました。

最後に、日本海と同様に、太平洋にも同様の対策を講じるよう強く要請が出されました。以上で説明を終了します。

阿部会長

ただいま、事務局から説明がありましたことについて、ご質問やご意見等

がございましたら、ご発言をお願いします。

ちょっといいですか。耳石の方は

漁業者に必ずお示ししますと100%の回答がありましたので、そこだけ訂正させていただきます。

上見委員 はい

阿部会長 どうぞ

上見委員 ちょっと振興局に聞きたいんだけど、今、各地区のいろんな調査とか結果説明があったんだけど、今年、えりも以西、全く量が、全道的にいいところはいいんだけど、道南は特に、このうちの方も量が少ないんだけど、これの要因というのは、道の方ではどういうふうに考えますか？

阿部会長 ちょっと私の方からよろしいですか？水産課の方で答えは出せないと思うんですけど、昨日、水産林務の部長と話している中で、まだ、そのはっきりした原因がわからないということで、その原因の究明のために、この浜間格差がまず大きく開いているので、その原因究明を早急に道の方でも力を入れて、研究機関とやりたいということで、まだ、あの100%の答えが出てございません。ただ、研究機関とかにいうと水温だとか、そんな話しか出てこないの、環境の変化。本当の要因がなになのかっていうのは、今、道の方でもちゃんと力を入れて、太平洋の方も力を入れてやりますからと返答はいただいたんで、今後それが進んでいくではないかと。ちょっと遅いんだけど、そんな形で返答をいただきました。よろしでしょうか答えになっていないんだけど。

他に、ご質問やご意見等はございませんか。

各委員

「ありません」

阿部会長

ご意見、ご質問がないようようですので、次に、報告事項②「定置漁業権に係る資源管理状況等の報告について」を事務局より説明いたします。

神崎局長

それでは、報告事項「定置漁業権に係る資源管理の状況等報告」について説明いたします。資料は、報告事項2と左上に記載された資料となります。

漁業法の改正に伴い、新たに規定されたもので、ございますので、今回は、少し法令等を含めて詳細に説明させていただきます。最初に今回の北海道知事からの報告の根拠等でございますが7ページをご覧ください。

令和2年12月1日より施行されました改正漁業法では、漁業権者の責務として同法第七十四条により「漁業権を有する者は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。」とされ、同法第九十条では、「漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。」と

また、同条第2項で「都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、この報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」とされており、今回の報告はこれに該当するものとなります。なお、漁業権者の報告は同法施行規則第28条により「一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うもの」となっており、道では、規則により定置漁業権については、免許の漁業時期が終了してから60日以内に提出する事としておりますので、漁期が終わるとその都度、道へ報告書が提出され、道から本海区漁業調整員会にその内容が報告されます。

今回の当海区委員会への報告ですが、漁業法の改正施行が令和2年12月1日となっていることから、それ以降の報告となり1 報告の対象 令和2年12月1日から12月31日まで に漁業時期を終了したものとなっております

り、今回の報告は、改正法の施行日以降に免許の「漁業時期」が終了したものであります。

従いまして2 その対象 漁業権は、数 192 件 であり、3 今回提出されたものは 件数 192 件 となっております。4 報告事項に関する意見ですが、今回報告の対象となった漁業権は、法の施行に伴い漁業時期の終了日が改正法施行後となったものなのですが、その操業の状況は、改正漁業法の施行の日（令和2年12月1日）以前の状況でありましたので、その旨ここに報告されています。

このため道としては、今回は法の規定により報告するものの、その内容については、別途検証し、必要に応じて指導等の対応を検討する事としているとのことです。参考までにこれに関しては 令和3年8月2日付で、北海道知事から定置漁業権者に一斉に指導啓発文書が発出されているとのことです。以上で今回の知事からの報告について説明を終わります。

阿部会長 ただいま、事務局から説明がありましたことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員 「ありません」

阿部会長 この他に、ご質問やご意見等はございませんか。
ご意見、ご質問がないようようですので、これで、本日本日予定されていた議案は全て終了いたしますが、「その他」で何かございませんか。

各委員 「ありません。」

阿部会長 無いようですので、これで、本日の委員会は終了いたします。本日はご苦労さまでした。